

別表第二第十五号を次のように改める。

十五 削除

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に定める日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第四十二号の規定の適用については、同号中「第二十五条第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と「第五号」とあるのは「第七号」と、「第六号」とあるのは「第八号」と、「若しくは第八号（不法投棄）又は第二十六条第五号（産業廃棄物の処理の受託）」とあるのは「、第十三号（産業廃棄物の処理の受託）若しくは第十四号（不法投棄）の罪又は同号に掲げる罪に係る同条第二項（不法投棄の罪に係る未遂罪）」とする。

(削る)

第八条 前条に規定する場合には、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第九十三号）附則第十八条の規定は、適用しない。

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）

（傍線部分は改正部分）

第六条 附 則	改 正 案	現 行
第六条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、刑法等一部改正法第二条の規定の施行の日の前日までの間ににおける刑事訴訟法第五十七条の四第二項の規定の適用については、同項中「以下同じ」とあるのは、「第三百六条の十四第二号を除き、以下同じ」とする。		